

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4の規定に基づく記録について

施設名	むつ市大畑一般廃棄物旧最終処分場（埋め立て終了施設）
設置場所	むつ市大畑町松ノ木道
総面積	
埋立面積	23,451㎡
埋立容積	95,000.0㎡
埋立対象物	不燃ごみ・粗大ごみ・残灰

記録事項	
1	周縁地下水の水質検査
2	放流水の水質検査

掲載している記録の期間： 平成21年4月 以降 平成24年12月末現在まで

※お問い合わせ先

〒035-8080 青森県むつ市中央一丁目8番1号

むつ市役所 民生部環境政策課 廃棄物対策グループ

電話 0175-22-1111（内2463） FAX番号 0175-22-5825

e-mail mt-haiki04@city.mutsu.lg.jp

1 周縁地下水の水質検査

平成21年度 地下水上流水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月22日	5月19日	6月2日	7月7日	8月4日	9月1日	10月5日	11月4日	12月2日	1月6日	2月2日	3月3日		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと									0.0005未満					
総水銀	mg/L	0.0005以下									0.0005未満					
カドミウム	mg/L	0.01以下									0.001未満					
鉛	mg/L	0.01以下									0.001未満					
六価クロム	mg/L	0.05以下									0.005未満					
砒素	mg/L	0.01以下									0.001未満					
全シアン	mg/L	検出されないこと									0.1未満					
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと									0.0005未満					
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下									0.003未満					
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下									0.001未満					
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下									0.002未満					
四塩化炭素	mg/L	0.002以下									0.0002未満					
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下									0.0004未満					
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下									0.002未満					
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下									0.004未満					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下									0.1未満					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下									0.0006未満					
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下									0.0002未満					
チウラム	mg/L	0.006以下									0.0006未満					
シマジン	mg/L	0.003以下									0.0003未満					
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下									0.002未満					
ベンゼン	mg/L	0.01以下									0.001未満					
セレン	mg/L	0.01以下									0.001未満					
電気伝導率	mS/m	-	14	14	14	11	12	12	12	10	14	15	13	14		
塩化物イオン	mg/L	-														
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下			0.072											

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成21年度 地下水下流水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日												
			4月22日	5月19日	6月2日	7月7日	8月4日	9月1日	10月5日	11月4日	12月2日	1月6日	2月2日	3月3日	
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと								0.0005未満					
総水銀	mg/L	0.0005以下								0.0005未満					
カドミウム	mg/L	0.01以下								0.001未満					
鉛	mg/L	0.01以下								0.001未満					
六価クロム	mg/L	0.05以下								0.005未満					
砒素	mg/L	0.01以下								0.001未満					
全シアン	mg/L	検出されないこと								0.1未満					
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと								0.0005未満					
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下								0.003未満					
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下								0.001未満					
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下								0.002未満					
四塩化炭素	mg/L	0.002以下								0.0002未満					
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下								0.0004未満					
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下								0.002未満					
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下								0.004未満					
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下								0.1未満					
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下								0.0006未満					
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下								0.0002未満					
チウラム	mg/L	0.006以下								0.0006未満					
シマジン	mg/L	0.003以下								0.0003未満					
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下								0.002未満					
ベンゼン	mg/L	0.01以下								0.001未満					
セレン	mg/L	0.01以下								0.001未満					
電気伝導率	mS/m	-	37	37	38	35	35	34	30	41	36	38	38	37	
塩化物イオン	mg/L	-													
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下			0.068										

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成22年度 地下水上流水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月20日	5月19日	6月24日	7月22日	8月24日	9月16日	10月20日	11月18日	12月21日	1月28日	2月17日	3月8日		
			5月7日	6月11日	7月23日	8月2日	8月30日	9月22日	10月28日	11月25日	12月27日	2月7日	2月23日	3月14日		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
総水銀	mg/L	0.0005以下			0.0005未満											
カドミウム	mg/L	0.01以下			0.001未満											
鉛	mg/L	0.01以下			0.004											
六価クロム	mg/L	0.05以下			0.02未満											
砒素	mg/L	0.01以下			0.001未満											
全シアン	mg/L	検出されないこと			0.01未満											
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下			0.001未満											
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下			0.0005未満											
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
四塩化炭素	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下			0.0001未満											
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下			0.001未満											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下			0.0005未満											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下			0.0001未満											
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
チウラム	mg/L	0.006以下			0.0005未満											
シマジン	mg/L	0.003以下			0.0001未満											
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下			0.001未満											
ベンゼン	mg/L	0.01以下			0.001未満											
セレン	mg/L	0.01以下			0.002未満											
電気伝導率	mS/m	-	10	14	14	11	12	13	13	13	12	12	12	12	12	14
塩化物イオン	mg/L	-	13	13	13	11	10	11	11	11	8.3	11	11	11	11	11
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下			0.12											

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成22年度 地下水下流水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月20日	5月19日	6月24日	7月22日	8月24日	9月16日	10月20日	11月18日	12月21日	1月28日	2月17日	3月8日		
			5月7日	6月11日	7月23日	8月2日	8月30日	9月22日	10月28日	11月25日	12月27日	2月7日	2月23日	3月14日		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
総水銀	mg/L	0.0005以下			0.0005未満											
カドミウム	mg/L	0.01以下			0.001未満											
鉛	mg/L	0.01以下			0.005											
六価クロム	mg/L	0.05以下			0.02未満											
砒素	mg/L	0.01以下			0.001未満											
全シアン	mg/L	検出されないこと			0.01未満											
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下			0.001未満											
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下			0.0005未満											
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
四塩化炭素	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下			0.0001未満											
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下			0.001未満											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下			0.0005未満											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下			0.0001未満											
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
チウラム	mg/L	0.006以下			0.0005未満											
シマジン	mg/L	0.003以下			0.0001未満											
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下			0.001未満											
ベンゼン	mg/L	0.01以下			0.001未満											
セレン	mg/L	0.01以下			0.002未満											
電気伝導率	mS/m	-	27	29	28	30	31	28	29	29	34	33	36	36		
塩化物イオン	mg/L	-	11	11	10	10	9.6	7.5	8.9	10	10	11	11	12		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下			0.044											

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成23年度 地下水上部水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月27日	5月25日	6月15日	7月13日	8月19日	9月9日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月10日	3月2日		
			5月13日	6月3日	7月25日	7月26日	8月29日	9月27日	11月15日	11月30日	12月28日	1月30日	2月20日	3月9日		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
総水銀	mg/L	0.0005以下			0.0005未満											
カドミウム	mg/L	0.01以下			0.001未満											
鉛	mg/L	0.01以下			0.002未満											
六価クロム	mg/L	0.05以下			0.02未満											
砒素	mg/L	0.01以下			0.001											
全シアン	mg/L	検出されないこと			0.01未満											
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下			0.001未満											
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下			0.0005未満											
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
四塩化炭素	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下			0.0001未満											
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下			0.001未満											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下			0.0005未満											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下			0.0001未満											
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
チウラム	mg/L	0.006以下			0.0005未満											
シマジン	mg/L	0.003以下			0.0001未満											
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下			0.001未満											
ベンゼン	mg/L	0.01以下			0.001未満											
セレン	mg/L	0.01以下			0.002未満											
電気伝導率	mS/m	-	12	14	15	12	14	13	13	14	12	13	13	13	13	13
塩化物イオン	mg/L	-	19	16	10	14	14	11	12	12	8.6	10	9.0	10	10	10
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下														

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成23年度 地下水下部水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月27日	5月25日	6月15日	7月13日	8月19日	9月9日	10月20日	11月17日	12月15日	1月19日	2月10日	3月2日		
			5月13日	6月3日	7月25日	7月25日	8月29日	9月27日	11月15日	11月30日	12月28日	1月30日	2月20日	3月9日		
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
総水銀	mg/L	0.0005以下			0.0005未満											
カドミウム	mg/L	0.01以下			0.001未満											
鉛	mg/L	0.01以下			0.002											
六価クロム	mg/L	0.05以下			0.02未満											
砒素	mg/L	0.01以下			0.001未満											
全シアン	mg/L	検出されないこと			0.01未満											
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下			0.001未満											
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下			0.0005未満											
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
四塩化炭素	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下			0.0001未満											
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下			0.001未満											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下			0.0005未満											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下			0.0001未満											
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
チウラム	mg/L	0.006以下			0.0005未満											
シマジン	mg/L	0.003以下			0.0001未満											
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下			0.001未満											
ベンゼン	mg/L	0.01以下			0.001未満											
セレン	mg/L	0.01以下			0.002未満											
電気伝導率	mS/m	-	28	29	27	29	32	29	27	27	33	35	36	37		
塩化物イオン	mg/L	-	11	11	11	11	12	6.2	6.1	7.1	9.8	10	10	11		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下														

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成24年度 地下水上部水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月27日	5月22日	6月18日	7月20日	8月23日	9月11日	10月9日	11月9日	12月6日					
			5月28日	6月13日	7月25日	8月6日	9月22日	10月9日	10月30日	11月30日	12月27日					
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
総水銀	mg/L	0.0005以下			0.0005未満											
カドミウム	mg/L	0.01以下			0.0003未満											
鉛	mg/L	0.01以下			0.001未満											
六価クロム	mg/L	0.05以下			0.005未満											
砒素	mg/L	0.01以下			0.002											
全シアン	mg/L	検出されないこと			0.01未満											
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと			0.0005未満											
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下			0.001未満											
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下			0.0005未満											
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
四塩化炭素	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下			0.0001未満											
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下			0.001未満											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下			0.001未満											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下			0.0005未満											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下			0.0001未満											
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下			0.0001未満											
チウラム	mg/L	0.006以下			0.0005未満											
シマジン	mg/L	0.003以下			0.0003未満											
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下			0.001未満											
ベンゼン	mg/L	0.01以下			0.001未満											
セレン	mg/L	0.01以下			0.001未満											
電気伝導率	mS/m	-	10	16	11	12	11	12	13	13	13					
塩化物イオン	mg/L	-	8.9	12	8.2	9.6	9.9	9.6	10	7.0	8.0					
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下			0.059											

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

1 周縁地下水の水質検査

平成24年度 地下水下部水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日												
			4月27日	5月22日	6月18日	7月20日	8月23日	9月11日	10月9日	11月9日	12月6日				
			5月28日	6月13日	7月25日	8月6日	9月22日	10月9日	10月30日	11月30日	12月27日				
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと			0.0005未満										
総水銀	mg/L	0.0005以下			0.0005未満										
カドミウム	mg/L	0.01以下			0.0003未満										
鉛	mg/L	0.01以下			0.006										
六価クロム	mg/L	0.05以下			0.005未満										
砒素	mg/L	0.01以下			0.001										
全シアン	mg/L	検出されないこと			0.01未満										
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと			0.0005未満										
トリクロロエチレン	mg/L	0.03以下			0.001未満										
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下			0.0005未満										
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下			0.001未満										
四塩化炭素	mg/L	0.002以下			0.0001未満										
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下			0.0001未満										
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.02以下			0.001未満										
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下			0.001未満										
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下			0.0005未満										
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下			0.0001未満										
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下			0.0001未満										
チウラム	mg/L	0.006以下			0.0005未満										
シマジン	mg/L	0.003以下			0.0003未満										
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下			0.001未満										
ベンゼン	mg/L	0.01以下			0.001未満										
セレン	mg/L	0.01以下			0.001未満										
電気伝導率	mS/m	-	26	25	21	25	26	29	28	29	29				
塩化物イオン	mg/L	-	10	11	11	11	11	10	10	8.8	9.3				
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下			0.16										

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 放流水の水質検査
平成21年度 保有水水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日											
			4月22日		6月30日	7月7日			10月5日			1月6日		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満								0.0005未満			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満								0.0005未満			
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満								0.01未満			
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満								0.01未満			
有機燐化合物	mg/L	1以下	0.1未満								0.1未満			
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.05未満								0.05未満			
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.48								0.86			
シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満								0.1未満			
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満								0.0005未満			
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	0.03未満								0.03未満			
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満								0.01未満			
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.02未満								0.02未満			
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.002未満								0.002未満			
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.004未満								0.004未満			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	0.02未満								0.02未満			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.04未満								0.04未満			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.3未満								0.3未満			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.006未満								0.006未満			
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	0.002未満								0.002未満			
チウラム	mg/L	0.06以下	0.006未満								0.006未満			
シマジン	mg/L	0.03以下	0.003未満								0.003未満			
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.02未満								0.02未満			
ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.01未満								0.01未満			
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満								0.01未満			
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	1未満								1未満			
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	0.8未満								0.8未満			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	1未満								2			
水素イオン濃度	-	5.8以上8.6以下	6.9				6.9				6.7			7.0
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	5.0				2.3				3.6			6.2
化学的酸素要求量	mg/L	90以下												
浮遊物質	mg/L	60以下	160				44				81			120
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	0.5未満								0.5未満			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	mg/L	30以下	0.5未満								0.5未満			
フェノール類含有量	mg/L	5以下	0.5未満								0.5未満			
銅含有量	mg/L	3以下	0.3未満								0.3未満			
亜鉛含有量	mg/L	2以下	0.2未満								0.2未満			
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	1未満								6			
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	2								3			
クロム含有量	mg/L	2以下	0.2未満								0.2未満			
大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	35								30未満			
窒素含有量	mg/L	120以下	2								17			
燐含有量	mg/L	16以下	1未満								1未満			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下				0.00074								

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 放流水の水質検査
平成22年度 保有水水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日							
			5月19日		8月24日		11月18日		2月17日	
			6月11日		8月30日		12月15日		2月28日	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満					0.0005未満		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満					0.0005未満		
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.001未満					0.001未満		
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.005未満					0.005未満		
有機燐化合物	mg/L	1以下	0.1未満					0.1未満		
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.04未満					0.04未満		
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.47					11		
シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満					0.1未満		
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満					0.0005未満		
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	0.002未満					0.002未満		
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.0005未満					0.0005未満		
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.002未満					0.002未満		
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.0002未満					0.0002未満		
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.0004未満					0.0004未満		
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	0.002未満					0.002未満		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.004未満					0.004未満		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.0005未満					0.0005未満		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.0006未満					0.0006未満		
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	0.0002未満					0.0002未満		
チウラム	mg/L	0.06以下	0.0006未満					0.0006未満		
シマジン	mg/L	0.03以下	0.0003未満					0.0003未満		
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.002未満					0.002未満		
ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.001未満					0.001未満		
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.002未満					0.002未満		
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	0.2未満					0.2未満		
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	0.2未満					0.2		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	0.7未満					0.7未満		
水素イオン濃度	-	5.8以上8.6以下	6.8			6.6		6.9		6.8
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	11			11		9.8		5.4
化学的酸素要求量	mg/L	90以下	16			22		180		160
浮遊物質	mg/L	60以下	68			94		1700		1600
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	0.5未満					0.5未満		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	mg/L	30以下	3.6					2.6		
フェノール類含有量	mg/L	5以下	0.02未満					0.02未満		
銅含有量	mg/L	3以下	0.005未満					0.077		
亜鉛含有量	mg/L	2以下	0.01未満					0.07		
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.1					4.6		
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	1.3					1.4		
クロム含有量	mg/L	2以下	0.02未満					0.02未満		
大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	8					84		
窒素含有量	mg/L	120以下	4.7					40		
燐含有量	mg/L	16以下	0.32					0.34		
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.18							

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 放流水の水質検査
平成23年度 保有水水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日											
			4月27日			7月13日			9月9日	10月20日		1月19日		
			5月13日			7月26日			9月27日	11月28日		1月30日		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満								0.0005未満			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満								0.0005未満			
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.001未満								0.001未満			
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.005未満								0.005未満			
有機燐化合物	mg/L	1以下	0.1未満								0.1未満			
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.04未満								0.04未満			
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	5.0								1.2			
シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満								0.1未満			
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満								0.0005未満			
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	0.002未満								0.002未満			
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.0005未満								0.0005未満			
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.002未満								0.002未満			
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.0002未満								0.0002未満			
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.0004未満								0.0004未満			
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	0.002未満								0.002未満			
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.004未満								0.004未満			
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.0005未満								0.0005未満			
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.0006未満								0.0006未満			
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	0.0002未満								0.0002未満			
チウラム	mg/L	0.06以下	0.0006未満								0.0006未満			
シマジン	mg/L	0.03以下	0.0003未満								0.0003未満			
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.002未満								0.002未満			
ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.001未満								0.001未満			
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.002未満								0.002未満			
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	0.2未満								0.2未満			
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	0.2未満								0.2未満			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	1.0								0.7未満			
水素イオン濃度	-	5.8以上8.6以下	6.9				6.5			6.9	6.9			6.9
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	12				18			14	3.3			10
化学的酸素要求量	mg/L	90以下	100				100			8.9	25			35
浮遊物質	mg/L	60以下	100				5000			38	220			380
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	0.5未満								0.5未満			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	mg/L	30以下	0.5未満								2.1			
フェノール類含有量	mg/L	5以下	0.02未満								0.02未満			
銅含有量	mg/L	3以下	0.010								0.05未満			
亜鉛含有量	mg/L	2以下	0.05								0.02未満			
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.2								0.3			
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	0.73								0.69			
クロム含有量	mg/L	2以下	0.02未満								0.02未満			
大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	6								43			
窒素含有量	mg/L	120以下	56								27			
燐含有量	mg/L	16以下	0.26								0.56			
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.071											

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 放流水の水質検査
平成24年度 保有水水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日										
			4月27日			7月20日			10月9日				
			5月28日			8月6日			10月30日				
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	0.0005未満						0.0005未満				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満						0.0005未満				
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.001未満						0.001未満				
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.005未満						0.005未満				
有機燐化合物	mg/L	1以下	0.1未満						0.1未満				
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.04未満						0.04未満				
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.11						0.10				
シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満						0.1未満				
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満						0.0005未満				
トリクロロエチレン	mg/L	0.3以下	0.002未満						0.002未満				
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.0005未満						0.0005未満				
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.002未満						0.002未満				
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.0002未満						0.0002未満				
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.0004未満						0.0004未満				
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	0.002未満						0.002未満				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.004未満						0.004未満				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.0005未満						0.0005未満				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.0006未満						0.0006未満				
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	0.0002未満						0.0002未満				
チウラム	mg/L	0.06以下	0.0006未満						0.0006未満				
シマジン	mg/L	0.03以下	0.0003未満						0.0003未満				
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.002未満						0.002未満				
ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.001未満						0.001未満				
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	0.002未満						0.002未満				
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下	0.2未満						0.6				
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下	0.2未満						0.2				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下	0.7未満						0.7未満				
水素イオン濃度	-	5.8以上8.6以下	6.9				6.7		6.5				
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	32				17		11				
化学的酸素要求量	mg/L	90以下	9.8				9.9		6.4				
浮遊物質	mg/L	60以下	50				58		38				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下	0.5未満						0.5未満				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30以下	0.9						0.8				
フェノール類含有量	mg/L	5以下	0.02未満						0.02未満				
銅含有量	mg/L	3以下	0.005未満						0.005未満				
亜鉛含有量	mg/L	2以下	0.01						0.01				
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	0.1未満						0.1未満				
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	0.92						1.4				
クロム含有量	mg/L	2以下	0.02未満						0.02未満				
大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下	18						0				
窒素含有量	mg/L	120以下	5.1						3.8				
磷含有量	mg/L	16以下	0.10						0.13				
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下	0.089										

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。